

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則（案）概要

1 改正理由

- (1) 議会運営の円滑化を図るため、一般質問の発言通告書の提出期限を前倒しする必要がある。
- (2) 墨田区議会基本条例に基づく分割方式による一般質問及び再質問を実施するため、一般質問の回数制限に係る規定を削る必要がある。

2 改正内容

- (1) 一般質問の発言通告書の提出期限を前倒しするための改正〔第59条第2項〕
 - 現 行** 質問者は、会議の日の前3日目までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
 - 改正案** 質問者は、会議の日の前5日目までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
- (2) 分割方式による一般質問及び再質問を実施するための改正〔第61条〕
 - 現 行** 質問については、第53条及び第57条の規定を準用する。
 - 改正案** 質問については、第57条の規定を準用する。

【参考】（質疑の回数）

第53条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 施行期日

公布の日